

総 財 第 139 号
令和 7 年 5 月 28 日

自治紛争処理委員

大 橋 真由美 殿

興 津 征 雄 殿

片 桐 直 人 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



反 論 書

沖縄県知事が令和 7 年 4 月 14 日付け総財第 34 号にて提起した「令和 7 年第 1 回沖縄県議会（定例会）において修正議決された「甲第 1 号議案令和 7 年度沖縄県一般会計予算」及び「甲第 19 号議案令和 7 年度沖縄県公債管理特別会計予算」の再議に係る議決（以下「本件議決」という。）」に対する審査の申立てに関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 258 条第 1 項において準用する行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 29 条第 5 項の規定に基づき、沖縄県議会による令和 7 年 5 月 19 日付けの弁明書副本が送付されましたので、同法第 30 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり反論します。

地方自治法第258条第1項において準用する行政不服審査法第30条第1項の規定に基づく反論書

第1 弁明に対する反論の骨子

議会の弁明は、具体的な事業の必要性や所要額の議論は長が行うべきであり、長において適切な予算措置を行うために、財政調整基金への積み立てを行うこととしたとの内容である。

原案については、各部局が関連団体との意見交換等を踏まえ予算要求を行い、様々な観点から議論及び検討を行うことにより、必要な事業に対して所要額を精査し、適切な財源を確保した上で編成したものであり、沖縄県として必要と考える事業は全て予算を計上している。

本件議決における修正部分等以外については、全会一致で可決されている。

また、原案における財政調整基金残高約71億円は、前年度と同規模となっている等、令和6年度以前においても様々な補正予算に対し、残高が不足することなく適切に措置していることから、今後の事情変更による財政需要に十分に対応できるものと考えている。

本件議決は、具体的な事業の必要性や所要額の議論がない中で、後年度における財源確保のみを目的として地方債を増やすものであり、かつ、これにより本来は負担する必要のない将来の利子負担が発生することに照らせば、修正の必要性・相当性を欠いている。

第2 弁明書に対する反論について

1 「第3の1」について

地方制度調査会の答申にもあるように、長に提案権が専属していることから、現行制度においても、議会による予算の増額修正を認められるか否かの判断は、慎重に行うべきとの趣旨で記載したものである。

2 (1)「第3の2(1)」について

議会の弁明では「借換債を後年度に継続する事業の財源とするのかどうかは、まさに長の判断に委ねられている」と述べているように、沖縄県では、地方債が将来の財政負担につながるものであることを踏まえ、当該年度の必要な財政需要額を精査した上で、今後の財政状況等を見極めながら借換額を慎重に判断している。

「長において適切な予算措置を行うために、財政調整基金へ積み立てるという趣旨」とあるが、原案については、各部局が関連団体との意見交換等を踏まえ予算要求を行い、様々な観点から議論及び検討を行うことにより、必要な事業に対して所要額を精査し、適切な財源を確保した上で、編成したものである。

また、原案における財政調整基金残高約 71 億円は、前年度と同規模となっており、今後の事情変更による財政需要に十分に対応できるものと考えている。

以上のことから、将来の利子負担を伴う地方債を増やしてまで財政調整基金を積み増す理由に欠ける。

議会は原案を修正する必要性・相当性を欠いている。

(2) 「第 3 の 2 (2)」について

2 (1)で述べたことに加え、具体的な事業の必要性や所要額の議論がない中で、後年度における財源確保のみを目的として財政調整基金を積み増すことは、その必要性・相当性を欠いている。

(3) 「第 3 の 2 (3)」について

原案においては、まず必要な事業に対し、国庫補助金など見合う財源を確保した上で、なお生ずる一般財源の不足分を賄うため、今後の財政需要に十分に対応できる財政調整基金等の残高、過去の借換債発行実績、今後の借換可能額、財政状況等を考慮しながら借換債 173 億円を計上したものである。

原案の借換債 173 億円の内訳は、令和 7 年度末の金融機関との金利動向等を踏まえた借入利率や償還年限の交渉により決定するものである。

議会による臨時財政対策債相当額を算出するために用いた推計は、実際の借換えとは相関関係のない算出方法であり、合理性を欠いている。

なお、「原案の 173 億円を積算するにあたって、臨時財政対策債を何割程度借り換える考えを持っているのかについて、執行部は明確な答弁を行っておらず、執行部の議会に対する説明不足は否めない。」とあるが、原案を提案した令和 7 年第 1 回沖縄県議会（定例会）において質疑された記録は確認できない。

(4) 「第 3 の 2 (4)」について

議会が予算の修正を行おうとするときは、「長と議会との間で調整を行い、妥当な結論を見出すことが望ましい」（昭和 52 年 10 月 3

日付け自治省行政局長通知)とされているが、長と議会との間で行われた議論は、借換えの積極的な活用や借換債の発行にあたっての考え方についてであり、修正案についての調整が十分に行われたものではなく、議会の弁明は、自治省行政局長通知の趣旨と異なる主張である。

本会議や委員会以外の場合では、原案の修正を前提に借換債 173 億円の内訳の確認を求められたことに対し、金融機関と交渉により決定するため、その時点では、内訳は無いと説明したものであり、また、臨時財政対策債の借換えについて、柔軟に対応出来ないかとの意見があったが、今後検討する旨を説明したのみである。

このように、本件議決は、議会の借換債を増額し後年度の財源として財政調整基金へ積み立てるべきとの主張と、沖縄県の実案については必要な事業について所要額を精査し適切な財源を確保した上で編成するとともに、今後の事情変更による財政需要に十分に対応できる財政調整基金残高は確保しているとの主張について、論点となる部分の議論が深まっていない中で行われたものであり、これら一連の経緯を踏まえると、長と議会との間で調整を行い、妥当な結論を見出したとは言い難い。

3 「第3の3」について

本件議決で増額した借換債の算出方法については、2 (3) で述べたとおりである。

原案で計上している借換債 173 億円に対し、58 億円、約 34% 増の 231 億円とするのは、当初の 173 億円に対して過大な増額である。

また結果として、当該増額により後年度に不要な財政負担が生じることとなる。

4 「第3の4(2)」について

原案における財政調整基金残高約 71 億円は、過年度における補正予算で対応した災害対策等の実績額を踏まえた上での規模である。

沖縄県では、これまで適切な財源を最大限確保した上で、事業の必要性や緊急性、関連団体との調整状況等を踏まえ、所要額を精査し、適切に予算措置を行ってきた。

本件議決における修正部分等以外については、全会一致で可決されている。

また、議会の弁明では「財源不足を理由に手当できなかった事務事業の財源を見出す」と述べているが、どの事業がどの程度不足しているか言及されていない。

本件議決は、具体的な事業の必要性や所要額の議論がない中で、後年度における財源確保のみを目的として地方債を増やす手法であり、修正の必要性・相当性を欠いている。

5 (1) 「第3の5(1)」について

臨時財政対策債は、地方財源の不足に対処するため、地方交付税として交付されるべき額の一部を振り替えて発行される地方債であり、団体ごとに発行可能額が算定される。

沖縄県では、当該年度の一般財源を適切に確保するため、臨時財政対策債の発行可能額全額を借入れしてきたところである。

借換債と、地方交付税の代替として新たに発行する臨時財政対策債とは発行の目的が異なる。

そのため、当該年度の地方交付税の代替である臨時財政対策債を全額発行し、その上で借換債については必要な事業の財源を確保した上で、一部を繰上償還し将来の県民の利子負担の軽減を図りつつ、健全な財政運営を行ってきたものである。

(2) 「第3の5(2)」について

議会の弁明は、償還を先送りにして確保した財源をもって、償還を先送りにしたことによって生じる利息を支払うという内容であり、健全な財政運営を考慮したものとは到底言えず、議会の弁明こそ、合理性がないものである。

(3) 「第3の5(3)」について

議会の弁明は、実質公債費比率や将来負担比率の数値に及ぼす影響も加味して本件議決がなされたとするが、これらの比率への影響が小さいことをもって、借換債を増額してもよいという理由とはならず、増額の必要性やそれに伴う後年度の影響も具体的に考慮すべきである。

不要不急の借換えにより、利子負担が約5億円増加することを踏まえても、本件議決に際し、翌年度以降における財政の状況をも考慮したとは言い難い。

6 (1) 「第3の6(1)」について

沖縄県の予算編成の基本的な考え方である「令和7年度予算編成方針」の中で、県債については、後年度の財政負担に十分配慮して計上することとしており、借換債の発行についてはその観点を十分に考慮して行っている。本件議決は、臨時財政対策債に係る借換債の全額発行を求めるものであり、後年度における財源確保のみを目的として地方債を増額した上で、財政調整基金を積み増すものとなっている。これは「長が予定していない新たな目標を追加し、又は新たな手段を追加することを目的とした増額修正」であり、予算編成における基本的な考え方を没却するものである。

(2)「第3の6(2)」について

沖縄県における公債管理については、透明性を高めるために沖縄県公債管理特別会計で管理しており、その歳入予算の構成は、借換債と一般会計繰入金のみである。そのため、本件議決において借換債の増額相当分を一般会計繰入金において減額していることから、計上された借換債を全額借り入れなければ歳入欠陥となり、長の裁量権を制約するものである。

また、議会の弁明では、借換債が満額借入を行うことができないことも想定して発行限度額を増額したとしているが、その様な想定で増額修正すべきではない。

さらに、議会の弁明にある補正予算での対応についても、当初予算編成時点において、後日、補正予算の編成が生じる事態が想定されるような修正を行うことは、問題と考えている。

以上のことから、このような認識の下でなされた本件議決は、合理性を欠くものである。

(3)「第3の6(3)」について

原案については、各部局が関連団体との意見交換等を踏まえ予算要求を行い、様々な観点から議論及び検討を行うことにより必要な事業に対して所要額を精査し、適切な財源を確保した上で、編成したことについては、議会も弁明書の中で争わないとしている。

また、令和7年度事業として、県が必要と考える事業はすべて計上し、議会により修正された箇所以外は了解を得られたものである。

そのような前提の上で、本件議決をみると、具体的な事業の必要性や所要額の議論がない中で、後年度における財源確保のみを目的として地方債を増やす手法であり、修正の必要性・相当性を欠いて

いる。

そのため、本件議決が認められることになれば、財源を必要とする事業の具体的な議論がない中で、58 億円の負担を将来世代へ先送りし、それに伴い、見込まれる約 5 億円の利子負担増が生じることについて、後年度の財政負担の責任が不明確になると述べたものであり、議会の予算修正権自体を否定するものではない。

7 「第 3 の 7」について

具体的な事業の必要性や所要額の議論がない中で、実質公債費比率や将来負担比率が低いことをもって、後年度における財源確保のみを目的として地方債を増額する理由にはならないと考える。

仮に、実質公債費比率や将来負担比率が低いことをもって地方自治法第 97 条第 2 項ただし書の規定に抵触しないということであれば、本件議決以外にも地方債の増額が認められる議論を誘発することとなり、今後、安定的な財政運営が困難となる。

そのことから、本件議決がもたらす影響の例示として、普通建設事業費及びそれに係る地方債の増額について述べたものである。

また、本件議決の提案理由説明では、実質公債費比率や将来負担比率について、早期健全化基準に係る発言はなく、全国順位を述べており、議会の弁明は、理由の後付けである。

8 「第 3 の 8」について

以上述べてきたとおり、議会の弁明は臨時財政対策債の発行の考え方、借換債の実務、利子負担増となる約 5 億円の償還に対する見解等について合理性を欠くものであり、改めて本件議決は、予算の趣旨を損なうような増額修正であり、長の予算の提出の権限を侵すものであると言わざるを得ない。

9 「第 3 の 9」について

上記のとおり、弁明書の主張は、その妥当性を欠くものであり、本件議決は取消されるべきものである。

地方自治法第 258 条第 1 項において準用する行政不服審査法第 30 条第 1 項の規定に基づき、上記のとおり反論する。